

岐阜県公報

号外(一) 平成十九年七月三十日

目次

監査委員告示

定期監査の結果
財政的援助団体等の監査の結果

(監査委員)
(同)

一五

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第四項の規定により平成十九年六月五日から同年七月三十日まで^{ページ}に執行した定期監査の結果は、次のとおりである。

平成十九年七月三十日

岐阜県監査委員	駒田誠
岐阜県監査委員	渡辺猛
岐阜県監査委員	帆刈信一
岐阜県監査委員	河合列
岐阜県監査委員	水谷雄二
岐阜県監査委員	神正雄

実施年月日	実施機関名	区分	監査結果
平成19年6月5日	食肉衛生検査所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	身体障害者更生相談所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	希望が丘学園	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	わかあゆ学園	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
	長良特別支援学校	指摘	旅費の支出事務において、1件19,600円が過私となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

		<p>指導 作業製品に係る現金の引継事務において、「引継領収証書」が出納員から担当責任者へ交付されていなかったため、今後は適正に処理されたい。</p>	
平成19年6月6日	精神保健福祉センター	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	知的障害者更生相談所	<p>特に指摘及び指導する事項はなかった。</p>	
	大垣北高等学校	<p>指導 県有備品のパソコン1台を亡失していたので、今後は県有備品管理の一層の徹底を図られたい。</p>	
	大垣西高等学校	<p>指摘 高等学校授業料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 転学に伴う減額調定が、事由発生の日から約1か月遅延しているものがあつた。 2 転学に伴う過誤納金の還付手続が、事由発生の日から約2か月遅延しているものがあつた。</p>	平成19年6月11日
		<p>指導 高等学校授業料の収入事務において、納期限後20日以上発行すべき督促状が2か月以上遅延して発行されているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	セラミックス研究所
		<p>指導 高等学校入学考査料の収入証紙による収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>1 消印漏れがあつた。 2 収入証紙関係処理簿が作成されていなかった。</p>
		<p>指導 高等学校入学考査料の収入証紙による収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導 生産物の売払収入事務において、未納者に対する督促状が発行されていないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>
		<p>指導 高等学校入学考査料の収入証紙による収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導 科学技術研究の支援を行う財団からの助成金を「受託事業収入」として計上しているが、財団からの事業の受託ではないので、収入科目について、今後は適正に処理されたい。</p>
		<p>指導 高等学校授業料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 一旦調定してから減額すべき休学中の生徒に係る調定が行われていなかった。 2 平成18年4月1日に行うべき原級留置生徒の調定が、新入生分と併せて平成18年4月10日に行われていた。</p>	<p>指導 情報システム保守業務委託契約の検査事務において、検査調書を作成すべきところ、納品書の余白に検査済の旨及びその年月日を記</p>

	現代陶芸美術館	指摘 美術館観覧料の収入事務において、平成18年7月17日に20円適大に測定していたので、今後は適正に処理されたい。	職し、署名又は記名押印することで代えているものがあったので、今後は適正に処理されたい。
多治見高等学校	指摘 高等学校入學考査料に係る収入証紙消印事務において、消印漏れがあったので、今後は適正に処理されたい。	指摘 高等学校授業料等の収入事務において、現金出納簿の残の欄が記入されていないので、今後は適正に処理されたい。	事前決裁において指定した検査員以外の者に検査を行わせていた。 2 委託研究契約について、検査調書を作成すべきところ、実績報告書の余白に検査済の旨及びその年月日を記載し、署名又は記名押印することで代えているものがあった。
指摘 日日雇用職員台帳が未作成であったので、速やかに作成するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘 物品の管理事務において、現物が確認できないものがあったので、所要の措置を講ずるとともに、今後は現物実査を適正に行われたい。	指摘 物品の処分事務において、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	病害虫防除所 岐阜高等学校 特に指摘及び指導する事項はなかった。
指摘 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金10,604円及び修繕料83,926円が支払われていたため、職員員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	指摘 履行確認事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 研修館解体撤去工事について、	平成19年6月14日	岐阜商業高等学校 本巣松陽高等学校 可茂農林事務所 平成18年度岐阜県農業振興事業補助金(ぎふクリーン農業生産支援事業費補助金)の交付事務において、補助金交付要綱及び補助金に関する通知に定める「県補助金の執行」を表示した看板の記載内容が不十分であるにもかかわらず、履行確認が行われていた事例があったので、今後は適正に処理されたい。
平成19年6月12日	農業技術センター	指摘 履行確認事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 研修館解体撤去工事について、	東濃農林事務所 中濃地域農業改良 特に指摘及び指導する事項はなかった。

普及センター	東濃地域土岐農業改良普及センター	特に指摘及び指導する事項はなかった。	岐山高等学校	指摘	県有備品のパソコン1台について、平成15年6月に所在不明であることを把握していたにもかかわらず、平成19年3月まで亡失の報告がされていなかった。平成17年10月には備品台帳から削除していたが、平成16年度、17年度の現物実査においては、現物を確認した旨の報告がされており、また、監査においても物品の亡失等の事故報告がされていなかった。さらに、平成18年度においてもパソコン1台を亡失していた。パソコンの管理に関するこれらの経過は、極めて不適切である。物品管理や現物実査について、認識を改められたい。
東海環状自動車道事務所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	各務原高等学校	特に指摘及び指導する事項はなかった。	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
加茂高等学校	物品の処分事務において、処分する物品の現在価値を評価する見積書が徴取されていなかったため、今後は適正に処理されたい。	羽島高等学校	特に指摘及び指導する事項はなかった。	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
岐阜中警察署	旅費の支出事務において、4件800円が過私となっていたので速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	大垣工業高等学校	指摘	行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、平成18年4月1日に行うべき調定が平成18年4月10日に行われていたため、今後は速やかに処理されたい。	
岐阜南警察署	公務中の交通事故が4件発生し、うち1件について、損害賠償金279,676円及び修繕料165,186円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	関高等学校	指導	高等学校入学考査料に係る収入証紙による収入事務において、過剰納付納入者承諾の記載に承諾印又は署名がなされなかったため、今後は適正に処理されたい。	
岐阜羽島警察署	特に指摘及び指導する事項はなかった。	東濃高等学校	指導	郵便切手の管理に係る消耗品出納簿及び郵便切手受払簿について、平成18年度分の整理及び平成19年度分の作成がされていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	
美濃教育事務所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	飛騨教育事務所	特に指摘及び指導する事項はなかった。	特に指摘及び指導する事項はなかった。	
平成19年7月30日					

岐阜県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成十九年七月三十日に執行した財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

平成十九年七月三十日

岐阜県監査委員	駒 田 誠
岐阜県監査委員	坂 辺 博 之
岐阜県監査委員	帆 刈 信 一
岐阜県監査委員	河 合 信 一
岐阜県監査委員	水 谷 雄 二
岐阜県監査委員	神 戸 正 雄

1 出資・出捐団体

実施年月日	実施団体名	区分	監 査 結 果
平成19年7月30日	財団法人岐阜産業会館	指摘	過去に不正資金を捻出、費消していたことは、財団運営の信頼を損なうものであり、あってはならない不適正な処理である。 財団が策定した再発防止策を確実に実施し、適正な事務の執行と信頼回復に努められたい。

また、監査対象とした出資・出捐団体を所管する機関に対して、次のとおり指導を行った。

実施年月日	機関 （所管する出資・出捐団体）	区分	監 査 結 果
平成19年7月30日	商業流通課 （財団法人岐阜産業会館）	指導	所管する団体が、過去に不正資金を捻出、費消していたので、今後は当該団体に対する指導・監督の強化を図り、運営の適正化に努められたい。

平成十九年七月三十日印刷
平成十九年七月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社